

論点等説明シート

事業名	国民健康保険組合への補助金の見直し					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	316,808	332,879	328,752	323,959	
	執行額	316,878	332,872	328,364		
	執行率	100	99	99		
	総事業費(執行ベース)					

事業についての論点等

(事業の概要)

医療給付費等に対する定率補助及び国保組合の財政力等に応じた補助を行うことにより、国保組合(165組合)の安定的な運営に資することを目的としている。

厚生労働省が都道府県経由で各国保組合(165組合)に交付。

定率補助(32%)に加えて、普通調整補助金(国保組合の財政力に応じて0%~23%)、特別調整補助金(特別な事情を勘案して補助)等を交付。

(論点)

- 医療費自己負担を無料にしているような国保組合に対しては、国庫補助を行う必要はないのではないか。
参考:自己負担を無料にしている国保組合(165組合中16組合)
- 所得水準の高い国保組合に対しては、国庫補助を行う必要はないのではないか。
参考:加入者1人当たり市町村民税課税標準額(業種別)※平成21年所得調査結果(速報値)
医師国保(676万円)、歯科医師国保(223万円)、薬剤師国保(221万円)
一般業種国保(125万円)、建設関係国保(73万円)
- 個々の国保組合の特別な事情に応じて交付されることとされている特別調整補助金については、交付額が固定化する傾向が見られ、また、配分方法が不透明との批判もあることから、補助のあり方を見直すべきではないか。
(特別調整補助金については前年度の実績を基に算出している)
- 無資格者を多数加入させている国保組合があるため、指導監督を強化するべきではないか。
参考:全国建設工事業国保組合については、
①規約で定める業種に従事していない者が加入している
②法人事業所でありながら個人事業所と偽って加入している
といった無資格加入の問題が報じられており、現在、東京都と関東信越厚生局が調査中。